

厚木市障がい者福祉計画（第6期）

〔 厚木市障害福祉計画（第6期）・厚木市障害児福祉計画（第2期） 〕



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる

地域包括ケア社会 の実現に向けて

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～

令和3（2021）年3月

厚木市

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。

ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨 (P5~20)

1 計画策定の背景と課題

- 障がいや障がい者に対する理解の不足
- 障がいを理由とする差別解消の推進
- 相談内容の多様化
- 本人が望む地域生活の実現
- 就労や社会参加の機会の確保
- 新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化
- 地域ぐるみの様々な支援が受けられる仕組みづくり

2 計画の位置付けと性格

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画

(障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定)

- 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- 第10次厚木市総合計画の個別計画
- SDGsの推進を図る計画

3 計画の期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

- (1) 障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」
- (2) 「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法第2条)のほか、高次脳機能障がいや難病(治療方法が確立していない疾病等)により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方

5 計画の推進体制

保健、医療、福祉など、様々な分野における有識者からなる「保健福祉審議会」や、障がい者に係る地域課題等について協議する「障害者協議会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」とともに、計画の推進を図ります。

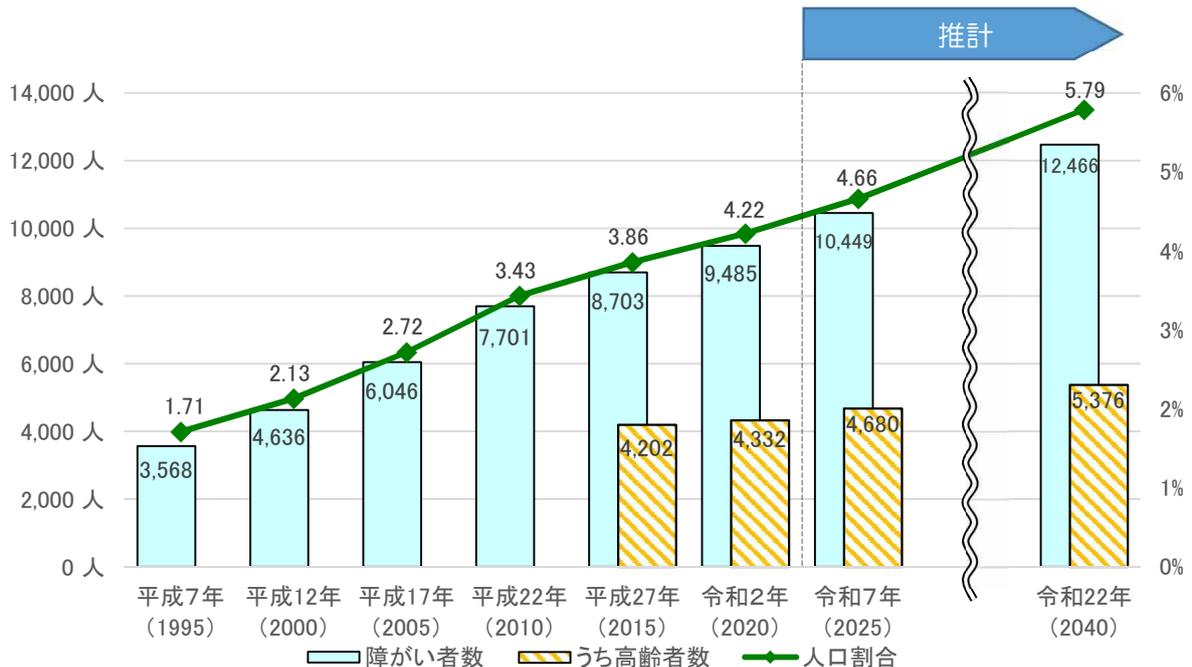
また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組んでいくとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

第2章 本市の状況 (P21~37)

1 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者における65歳以上の高齢者の割合は4割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」

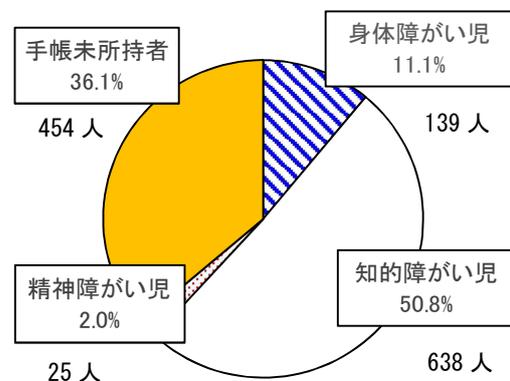
※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は平成25（2013）年度からの統計値

2 障がい児の状況

障がい児は、17歳以下の市内人口32,964人のうち1,179人（3.6%）となっています。障がい種別にみると知的障がい児が最も多くなっていますが、発達の遅れ等により、障がいの手帳を取得しないで児童通所支援を利用している人もいます。



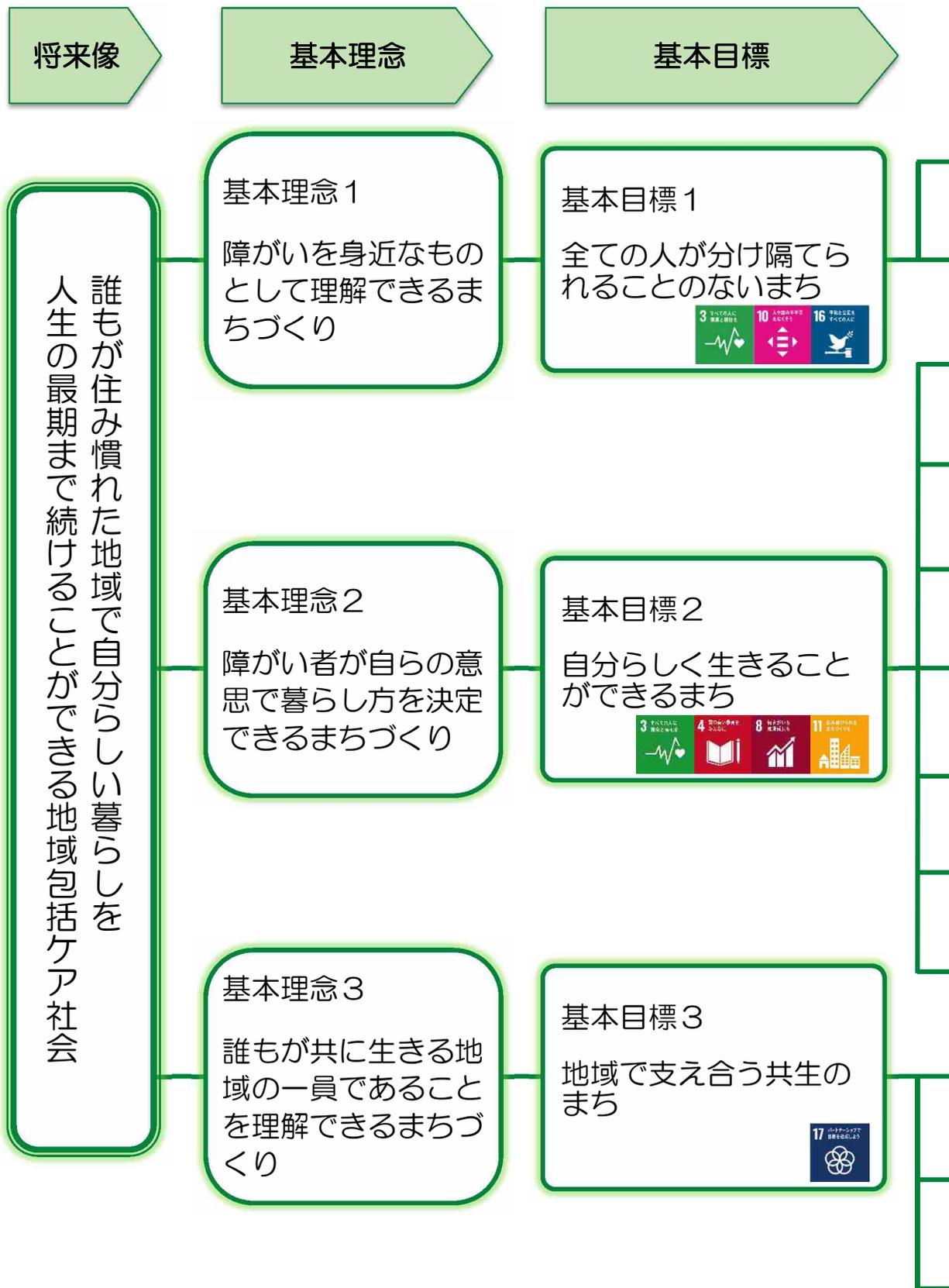
資料 厚木市障がい者数統計

※ 令和2（2020）年10月1日現在

※ 手帳未所持者は、児童通所支援支給決定者で手帳を所持していない児童

※ 他の障がいとの重複を除いた障がい児の人数は、1,179人

第3章 計画の目指す姿と全体像 (P38~43)



施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
1 障がい者理解の促進	障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
2 権利擁護の推進	全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
3 相談支援体制の充実	困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
4 一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
5 多様な就労支援	一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
6 居住支援の充実	住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。
7 社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
8 日常生活を支えるサービスの充実	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
9 健康・医療の充実	障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。
10 災害時支援体制の強化	災害時に必要な避難等の支援が受けられている。
11 地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
12 地域における人材等の養成	地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

第4章 施策の展開 (P44~75)

基本目標 1

全ての人に分け隔てられることのないまち

施策の方向1	障がい者理解の促進
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がい者が、地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要です。障がいには、先天的な障がいもあれば、疾病等による後天的な障がいもあることを理解し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。 <p>主な取組</p> <p>1 障がい者理解を広めるための普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布 ➢ 障がい理解するためのガイドブックの配布 ➢ 障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めするために提示する「ヘルプカード」等の配布 ➢ 「障害者週間」等の周知活動 ➢ 「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動 <p>2 障がい者理解を深めるための啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催 ➢ 障がい者体育大会の開催 ➢ 障害者支援施設等でのお祭り、市民参加講座などの地域交流事業の開催 ➢ 福祉体験教室の開催 ➢ 障がい者基幹相談支援センターふれあいシンポジウムの開催 ➢ 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい理解の推進 <p>3 交流及び共同学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インクルーシブ教育の推進 ➢ 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進 ➢ 小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流 ➢ 小・中学生による障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進 	
施策の方向2	権利擁護の推進
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。 <p>主な取組</p> <p>1 権利擁護に関する相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実 ➢ 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける成年後見制度及び虐待に係る相談の実施 	

2 障がい者虐待の防止

- 家族に対する支援や事業所等への指導の強化
- 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止へ向けた啓発活動の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- 成年後見制度市長申立・成年後見制度利用支援事業などの実施
- 成年後見制度利用促進協議会の活用
- 中核機関の設置に伴う各種支援の実施
- 市民後見人の育成・支援
- 法人後見受任体制の構築

4 行政サービスにおける合理的な配慮の充実

- 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- 点字広報・声の広報（録音テープ）サービスの充実
- 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービスの充実

基本目標 2

自分らしく生きることができるまち

施策の方向 3

相談支援体制の充実

現状と課題

- 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者や医療的ケアが必要な障がい者（医療的ケア児者）など様々な方が生活しており、療育、就労、居住、通院等に係る問題など、生活の幅広い場面で困りごとが発生します。
障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、いつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。
また、自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要があります。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- 障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）
障がい者相談支援センターや地域の相談支援事業所に対し、障がい特性に起因する困難事例等について、専門的な知識に基づく指導及び助言を行います。
発達障がい者等に対する支援について、専門的な知識に基づく支援体制を構築します。
- 障がい者相談支援センター
地域で初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談を行います。
相談件数の増加や課題の多様化に対応するため、障がい者相談支援センターの拡充を図ります。
- 相談支援専門員の確保及びスキルアップのための研修の実施
- 地域包括支援センターや権利擁護支援センターとの連携強化
- 障害児相談支援事業所の開設及び利用促進
- 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築
- ピアサポーターの養成及びピアサポート体制の構築
- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進

施策の方向4

一貫した療育支援体制の確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいのある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援の事業所増加に伴い、複数の事業所を利用する障がい児が増えています。事業所間の連携不足が課題となっています。
- 重度の自閉症児、重症心身障がい児、医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。施設整備や人員確保などが課題となっています。そのため、当事者のニーズを踏まえ、障害者協議会等を活用し、課題解消に向けた対応について検討する必要があります。

主な取組

1 発達に心配を感じた段階からの支援

- 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児、乳幼児経過検診、乳幼児精密健康診査）の実施
- 療育相談センターまめの木との連携
発達に心配のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談などの実施
- 児童発達支援センターひよこ園との連携
- 児童相談所との連携
- 生まれてからの成長の記録や支援、教育の記録をファイルするマイサポートブックの更なる活用
- 発達障がい児の保護者に対するペアレントトレーニング等支援の実施
- 児童福祉法に基づく障害児支援の充実

2 学校生活期における支援の充実

- 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- 特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- 通級指導教室の設置
- 特別支援教育介助員の配置
- 障がいの状態等に応じた指導・支援の工夫や関係機関との連携等について研究を深める教職員研修会の実施

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- メディカルショートステイ事業の実施
- 重度訪問看護支援事業の実施
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児並びに家族に対する支援のニーズ把握
- 医療機関との連携体制の構築

4 障害児通所事業所等への資質向上のための支援

- 放課後等デイサービス等事業所に対する研修及び現場指導の実施
- 相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施

<p>施策の方向5</p>	<p>多様な就労支援</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がい者が地域の中で自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事、職場での理解、適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。 ➢ 障害者の雇用の促進に関する法律の規定に基づく障害者雇用率は、民間企業の場合、2.3%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用を推進するための取組は一層必要となっています。 ➢ 一般就労した後、職場に定着することが課題となっています。障がい者の就労定着には、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。 ➢ 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっています。 ➢ 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。 <p>主な取組</p> <p>1 地域の就労支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がい者基幹相談支援センターによる総合的な就労相談及び専門的機関との連携強化 ➢ 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築 ➢ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実 <p>2 企業や障害者就労施設等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業に対する障がい者雇用に関する助言等の支援の実施 ➢ 工賃アップに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査 障がい者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく取組 ➢ 障害者雇用奨励交付金の活用推進 ➢ 障がい者就労施設共同受注窓口の創設 	
<p>施策の方向6</p>	<p>居住支援の充実</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域での生活を希望する障がい者が賃貸物件を借りる際に、障がいを理由に断られてしまうことがあります。 ➢ 現在、地域で生活している障がい者が本人や両親の高齢化、障がいの重度化等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。 ➢ 休日、夜間等に、介護者の急な不在などの緊急事態が起きた場合、どの機関がどのように対応するか役割分担が明確になっていません。 ➢ 親亡き後に、地域での生活が困難になることが想定される方がいます。 ➢ 精神障がい者が長期入院から地域生活に移行した際に、地域生活を継続するための課題を抽出し、関係機関で共通認識を持つ必要があります。 ➢ 入所等から地域生活への移行に当たり、希望する地域での暮らしの実現に係る課題等について、具体的な検討を行う必要があります。 	

主な取組	
<p>1 地域生活支援拠点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全ての障がい種別に対応できる緊急時対応体制の構築 ➢ 親亡き後の地域生活の継続について本人やその家族への啓発促進 ➢ 障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点への登録の推進 ➢ 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討 ➢ 地域生活支援拠点機能強化補助金の創設 <p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害者協議会等における課題抽出及び支援方法の検討 ➢ 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築 <p>3 地域における居住支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域での住居確保について市内不動産業者及び支援機関との連携 ➢ 入所等から地域移行した後の地域生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討 	
施策の方向7	社会参加の促進
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。 ➢ 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。 	
主な取組	
<p>1 外出支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉タクシー利用券の交付等 ➢ 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知 ➢ 移送サービスの充実 ➢ ガイドヘルパー等の人材確保を含めた移動支援の充実に向けた検討 ➢ 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣 ➢ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実 <p>2 手話通訳者及び要約筆記者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 手話通訳及び要約筆記活動の周知 ➢ 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施 ➢ 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施 	
施策の方向8	日常生活を支えるサービスの充実
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要ときに受けられるよう、様々な福祉サービスが求められています。 ➢ 重度の自閉症、重症心身障がいや医療的ケアなど、専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。 	
主な取組	
<p>1 地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実 ➢ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施 日中一時支援事業の充実に向けた検討 ➢ 緊急通報システム機器の貸与 	

- 住民参加型有料在宅援護サービス（社会福祉協議会）の実施
- 車いすの貸出事業（社会福祉協議会）の周知
- 愛の一声ごみ収集事業の利用促進
- 重度障がい者個別訪問の実施
障がい福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者を訪問します。

2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の開催
- 障害福祉サービス事業所就労定着支援の実施
- 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- 介護職転入奨励助成金等、介護職の人材確保のための助成金の支給

施策の方向9

健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があるため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

主な取組

1 障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実

- 障がいの要因の一つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- 健康相談の実施
健康全般に関する総合健康相談
糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談
- 障がい者健康スイミングの実施
- 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発

2 医療制度の充実

- 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付
- 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成
- 障がい者歯科診療への支援

基本目標 3

地域で支え合う共生のまち

施策の方向 10

災害時支援体制の強化

現状と課題

- 大規模地震や風水害等の災害時に対しては、全ての市民が「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を持ち、十分な事前準備が必要です。
- 障がい者は、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- 災害時に障がい者が過ごしやすい避難所運営の推進
- 災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2 「自助」のための事前対策の促進

- 聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービス
地震、台風発生に伴う情報
災害発生時における避難勧告などの重大な災害情報
- 各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋を公民館で保管
- ヘルプカードの活用
- 防災対策チェックリストの手引きの周知及び配布

施策の方向 11

地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがいないなど、地域の人間関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

主な取組

1 地域による見守り活動の充実

- 隣近所での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った緩やかな見守り活動の実施
- 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実

- 地域における様々な関係者のネットワーク構築
- 障がい者やその家族の状況等についての実態把握
地域から孤立している世帯や、介護者の高齢化等の重層的な課題を抱えている世帯など支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげます。

施策の方向 12

地域における人材等の養成

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

主な取組

- 1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援
 - 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
 - ボランティアセンターの充実
 - 地域のニーズに対する新たなボランティアの創出
 - ボランティア養成講座の実施
- 2 地域での支え合う仕組みづくりの支援
 - 既存の制度だけでは解決できない、制度のはざ間で解決できないなどの困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の充実
 - 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

第5章 施策の進捗を測る指標（P76～80）

本計画で位置付けた12の施策の進捗を測る指標は、次のとおりです。

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元(2019)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
施策の方向1 障がい者理解の促進				
取組1 障がい者理解を広めるための普及活動				
地域の障がい者に対する理解について「理解がある」と思う障がい者の割合	50.8%	—	—	55.0%
ヘルプカード、ヘルプマークを提示して、支援を受けたことがある障がい者の割合	6.8%	—	—	25.0%
ヘルプカードや啓発チラシの配布枚数	3,664枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚
取組2 障がい者理解を深めるための啓発活動				
障がい者体育大会への参加者数	630人	650人	655人	660人
取組3 交流及び共同学習の推進				
特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒がともに学習する場を設けている学校の割合	100%	100%	100%	100%
施策の方向2 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」とした障がい者の割合	69.8%	—	—	60.0%
権利擁護に係る相談件数	453件	500件	550件	600件
取組2 障がい者虐待の防止				
障がい者虐待防止講演会の参加者数	40人	50人	60人	70人
取組3 成年後見制度の普及啓発				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	1法人	2法人	3法人	5法人
取組4 行政サービスにおける合理的な配慮の充実				
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	100人	100人	100人	100人

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元(2019)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
施策の方向3 相談支援体制の充実				
取組1 地域の相談支援体制の充実				
障がい者相談支援センターの認知度	35.6%	—	—	50.0%
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数	29,321件	32,000件	33,000件	34,000件
施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立				
取組1 発達に心配を感じた段階からの支援				
療育相談支援センター主催の出張講座・各種研修の延べ参加者数	1,437人	900人	950人	1,000人
取組2 学校生活期における支援の充実				
特別支援教育介助員の人数	118人	120人	122人	125人
取組3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援				
メディカルショートステイ事業利用日数	16日	24日	24日	24日
取組4 障害児通所事業所等への資質向上のための支援				
障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合	13.5%	20.0%	30.0%	40.0%
相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施	—	10回	15回	20回
施策の方向5 多様な就労支援				
取組1 地域の就労支援体制の構築				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数	1,120件	1,150件	1,200件	1,200件

厚木市障がい者福祉計画

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元(2019)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
取組2 企業や障害者就労施設等への支援				
市内就労継続支援事業所の1人当たりの平均工賃額	76,693円	79,000円	80,000円	81,000円
上段：A型事業所	16,018円	16,000円	17,000円	18,000円
下段：B型事業所				
障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	6,082千円	7,500千円	7,800千円	8,100千円
施策の方向6 居住支援の充実				
取組1 地域生活支援拠点の機能強化				
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点の登録数	5か所	6か所	8か所	10か所
取組2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	—	2回	2回	2回
取組3 地域における居住支援				
市内協力不動産店件数	13店	15店	17店	19店
施策の方向7 社会参加の促進				
取組1 外出支援の充実				
外出について困っていることが特になくと思う人の割合	23.4%	—	—	30.0%
タクシー券・ガソリン券及びバス割引証等の交付件数	4,913件	4,900件	4,900件	4,900件
取組2 手話通訳者及び要約筆記者の養成				
手話通訳者・要約筆記者の登録者数	33人	33人	34人	35人
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実				
取組1 地域生活支援の充実				
障害福祉サービスの満足度	80.6%	—	—	85.0%
上段：訪問系サービス	82.5%	—	—	85.0%
下段：日中活動系サービス				
日中一時支援事業利用回数	11,409回	15,000回	15,000回	15,000回

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元(2019)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
取組2 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けた人数	12人	13人	14人	15人
施策の方向9 健康・医療の充実				
取組1 障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実				
健康相談利用人数	537人	550人	610人	660人
取組2 医療制度の充実				
自立支援医療受給者数	3,771人	4,400人	4,550人	4,700人
施策の方向10 災害時支援体制の強化				
取組1 地域の防災ネットワークづくり				
避難行動要支援者の同意者の割合	57.3%	60.0%	62.5%	65.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合	9.7%	15.0%	20.0%	25.0%
取組2 「自助」のための事前対策の促進				
防災対策チェックリストの配布数	—	50部	80部	100部
施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築				
取組1 地域による見守り活動の充実				
自分が住んでいる地域で住民同士の助け合いがあると思う人の割合	47.3%	—	—	50.0%
地域住民が主体となった居場所の箇所数	230か所	235か所	240か所	245か所
取組2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実				
障がい者相談支援センターが行う訪問相談の件数	1,278件	1,300件	1,350件	1,400件
施策の方向12 地域における人材等の養成				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数	4,600人	4,700人	4,800人	4,900人
取組2 地域での支え合う仕組みづくりの支援				
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,752件	1,800件	2,100件	2,300件

第6章 障害福祉サービス量等の見込み 〔障害福祉計画・障害児福祉計画〕 (P81~121)

計画の方針

計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、サービスを必要とされる方に適正なサービスが提供されるようサービス基盤整備を図る必要があります。

- 1 「第4章 施策の展開」の取組方針を踏まえたサービス基盤整備を行います。
- 2 重度の自閉症、重症心身障がい、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする方が利用できるサービス体制の構築を推進します。
- 3 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制を強化します。
- 4 安定したサービスを提供するために、障害福祉サービス事業所において新たな職員を確保・育成するとともに、職場定着に向けた取組を進めます。
- 5 良好かつ適切なサービス提供を継続していくために、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対して指導や監査を行います。
- 6 第5期計画の実績に基づき、本計画の推進に向けた課題の整理を行い、一人当たりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案し、成果目標及びサービス量などを見込みます。

厚木市障がい者福祉計画（第6期） 概要版
令和3年3月

発 行 厚木市
編 集 福祉部 障がい福祉課
〒243-8511 厚木市中町3丁目 17 番 17 号
TEL 046 (225) 2225
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
